

# 平成25年第6回上里町議会定例会会議録第5号

平成25年9月20日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第24 一般質問について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	町民福祉課長	飯島雅利君
健康保険課長	関口静君	まち整備環境課長	坂本浩之君
産業振興課長	野田浩一郎君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	係長	戸矢信男
------	------	----	------

## 開 議

午前9時13分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

### 日程第24 一般質問について

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 皆様、おはようございます。議席番号6番中島美晴でございます。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1、防災・減災・災害に強い町づくりについて、2、AEDの普及・啓発について、3、骨髄移植ドナーへの支援についての3点です。命を守る施策の推進という観点から伺ってまいりますので、町長並びに教育長に答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、防災・減災・災害に強い町づくりについて町長にお伺いします。

東日本大震災から2年6カ月が経ちました。復興がままならない状況の中で今度は南海トラフ巨大地震と首都直下地震が現実味を帯びてきています。地震や津波以外にも台風や豪雨による水害、竜巻など自然災害に見舞われることが少なくなり、いつ起こるか予測の難しい大規模災害に備えるため、地域の状況に応じた災害対策を進めることが必要であります。

9月2日、越谷市、松伏町などを襲った竜巻被害、そして日本列島を直撃した大型台風18号では、16日午前1時40分ごろ、滑川町で突風が発生。熊谷市でも熊谷地区、妻沼地区、江南地区で突風による災害が発生し、行田市も突風被害に遭われ、県内で25人が負傷し、住宅26棟が全壊、建物被害が541棟との報道であります。発生直後の深夜から現地で安否の声かけや被害状況調査のため連日聞き取りに入っている公明党熊谷市議の話では、現場は震災当日よりも甚大な被害で家の2階で休んでいた御夫婦は突風で飛ばされ、顔面血だらけ、瀕死の状態で見つかりました。その方の家は基礎だけ残され、建物などは風に乗って別の場所でガラスも粉々に壊れて潰れていたとのこと。一例であります。

気象庁のその後の調べで突風の正体は、やはり竜巻であったことが18日、市に報告があったと話されていました。大自然の脅威を改めて知らされた思いです。

防災対策の基本は、まず自分が災害で死なないこと。災害から自身の身を守る力を養うこと、自助です。

次に、自分の命が助かることで近く大切な人を助けることができるという共助。

そして、公助による対策や取り組みです。特に発災直後の救助はすぐ近くにいる人にしかできないことが多く、そのためにも日頃から、いざというときに協力して対策に当たることができるような仕組みを作っておくことが重要であります。

今回の熊谷市で竜巻被害に遭った地区では、地域コミュニティーができており、自主防災組織もあり、対応も早く、1,000人近くの市職員の中、500人が現地に入っている状況で、ボランティアの人たちが駆けつけて動いてくれているとのことでもあります。自分の地域は自分たちで守るという自主防災、地域防災意識を広げることの大切さが再認識された思いです。

関根町長は、防災・減災対策は町民の命と財産を守るために極めて重要であると明言され、その言葉どおり学校施設の耐震化をはじめ、町民の皆様が安心・安全に暮らせる施策を厳しい財政の中でも予算化し、推進していただいているところであります。本町の防災・減災対策が災害時だけでなく日頃から防災・防犯・福祉を一体と捉え、顔の見える関係のもと、さらに地域コミュニティーを取り戻しながら、共同することにより、より効果の高い災害に強い上里が構築されていくものと信じ、以下4点にわたり質問いたします。

としまして、イベントの安全対策についてであります。

今年も上里町では、防災に関する様々な展示や体験コーナーを設けた防災フェスティバルを8月25日、堤の調節池グラウンドで開催しました。消防団署による中継送水訓練や消火活動、日赤奉仕団の方々による炊き出し訓練、消火器による消火体験など一部見学者による参加体験もありました。防災ヘリも飛びました。こうした機会には、より多くの町民の方に参加を望むものであります。

さて、町主催・共催の行事といいますと屋内、屋外あわせてたくさんあり、今年も町民体育祭やふれあいまつりなど大勢の参加者や出店が予定されているイベントの開催が予定されております。この夏、京都の福知山の花火大会会場で出展者の発電機に給油する携行缶の取り扱いに誤りがあり、多くの死傷者を出し、楽しいはずのイベントが一瞬にして大惨事となったニュースがありました。

そこでお伺いしますが、こうしたイベント会場での安全対策について、主催者側として上里町はどのような対応になっておられるのかお聞かせください。

次に、住民参加体験型の防災訓練の実施についてお伺いします。

防災訓練を行う際は、1人でも多くの住民に参加してもらうことを心がけ、地域のイベント、レクリエーションと連動させたり、炊き出しを行ったり、家族ぐるみで楽しく参加できるものが続くとのことですよ。

これは他市の例ですが、和歌山県の田辺市では運動会形式で行う防災訓練・防災フェスティ

バルが開かれたとお聞きしています。地域別にチームを編成して、水バケツリレーゲームなど様々な種目に挑戦されたということです。非常に楽しみながら防災意識や地域のつながりを強めることができたというふうに聞いております。

これは1つの例として紹介したわけですが、上里町も同じことをやってはどうですかというわけではありませんが、見学中心の訓練ではなく、より多くの町民が参加しやすい参加体験型の訓練の形式を検討すべきではないかという観点から紹介させていただきました。町長の見解はいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

続きまして、自主防災組織についてお伺いします。

平成24年版消防白書によれば、自主防災組織は2012年4月現在全国1,742市区町村のうち、1,640市区町村で設置され、組織活動カバー率は77.4%であります。自主防災あるいは地域防災の向上について考えることは、災害に強い、安全な町づくりを目指す上で、重要な課題であると考えます。自主防災組織の立ち上げ支援については、昨年6月定例会での質問で、自主防災組織の意識の向上や充実、地域防災活動のリーダーの育成の必要性を考え、防災士の育成支援について提言させていただきました。職員が1名、研修を受講され、資格取得試験に合格、防災士の認定を受けられたとお聞きいたしました。早速の取り組みを評価し、感謝いたします。

総務省消防庁は自主防災組織の活動のさらなる充実を図るため、東日本大震災において実際に活動を行った幾つかの自主防災組織に対して、聞き取り調査を行い、消防庁国民保護防災部が取りまとめた事例集が同ホームページで紹介されていました。上里町の町内各地域での自主防災組織について、その後の進捗状況はいかがか、活動についても報告を受けているようでしたら、お伺いいたします。

続きまして、災害時要援護者避難支援事業についてお伺いします。

災害時に自ら身を守ることが困難な高齢者や障害をお持ちの方など、そういった方たちが適切に避難できる体制を整備することが喫緊の課題として各自治体に求められてきたことから、平成18年、政府の中央防災会議において、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、具体的な避難支援計画の策定などの取り組みが市町村に要請されてきたかと思えます。その後、政府は自然災害の犠牲者ゼロを目指すための総合プランを策定し、高齢者や障害者など、災害時要援護者の避難支援の取り組み方針として全体計画などが市町村において策定されるよう名簿作成を求めていましたが、義務づけられていないため、作成している自治体は6割程度に留まっていました。

先の通常国会で、災害時要援護者の名簿の作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法が成立いたしました。改正法ではこれまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待されます。名簿は、本人の同意を得た上で、消防や民生委員

などの関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めています。

名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、取り組み自体は町の入念な準備にかかっています。弱い立場の人たちをどう守るのかというのが、次なる大きな課題であります。いざというときの発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度、日頃から地域でお年寄りや障害をお持ちの方などを支える体制を整備することが重要になります。

上里町では昨年、地域支え合いマップを作成しました。地域ごとに援護が必要な方の登録と援護をしてくださる支援者の同意をいただき、住宅地図を入力して図式化していくものです。登録同意に当たっては個人情報の壁があり、民生委員の方にはお骨折りいただいたと伺いました。災害時、自ら身を守ることが困難な方々の生命を守る施策を最優先に取り組んでいただいていることに対しまして、深く評価し、感謝を申し上げる次第であります。

そして、本事業が広く町民に浸透するとともに、いざというときに町民の命を守る実行力あるシステムとなることを願い、お聞きいたします。

まず、現在の登録者人数の状況並びに登録を希望されない方や未回答の方への登録推進の取り組み状況など現時点でどのようになっておられるのかお伺いいたします。

2番目の質問。

A E D自動体外式除細動器の普及・啓発についてお伺いします。

いつどこで突然のけがや病気に襲われるかわかりません。ついさっきまで元気になっていた人が突然倒れて心臓や呼吸が止まってしまったとしたら、すぐに119番通報して救急車が到着するまで全国平均で8分かかりますが、救急車が来るまでに手をこまねいていたら、助かる命も助けられません。そうならないためにそばに居合わせた人が救命処置を行い、命のバトンを引き継げるようにしておくことが大切であります。救急隊が到着するまでにA E Dが実施されなかった場合の社会復帰率は17.9%でしたが、現場に居合わせた人がA E Dを使用した場合は38.2%で、3分以内の使用では74.0%が救命に成功するとの報告もあります。まさに、A E Dの設置場所そのものが生死を分けることにもなるかと思われまます。

これまでA E Dの設置につきましては、初めて町民体育館に設置されたとき、大切な町民の命を守るためにリースを含めた増設配備を提言させていただきました。その後、上里町の公共施設へのA E Dの設置は進められ、今ではほとんどの施設に配備されています。最近では、いろいろな民間施設にもA E Dが備え付けてあるのを目にするかと思えます。A E Dは初心者でも使用できるようになっていますが、あってもいざというときに戸惑い、使えないということ

のないよう備えが必要と考えます。そこで、大切な人の命を守るため普通救命講習の実施についてお伺いします。

初めに、役場職員の講習の実施についてはどのようになっておられるのでしょうか。

次に、公共施設の利用者・利用団体への講習についてはいかがでしょうか。見解をお伺いします。

次に、教育中での取り組みについて、中学生への普通救命講習の実施についてであります。

中学生に命の大切さを身を持って感じ、学ぶ授業の一環として取り組むことで、単に救命技術を学ぶのみならず、命の教育、命の尊厳や人を助けること、思いやりの心を自然に学び、やがていじめもなくなっていくのではと期待しています。そして、もしもの災害時に落ちついて行動できることを習得させるという一石三鳥の効果が考えられます。更に、この取り組みを続けることで数年後には上里町の安心・安全を守る若い救命活動の担い手が育つことになり、救命率向上につながるものと確信いたします。これまでも学校内において創意工夫のもと防災教育は実施されてこられたと思います。中学校の学習指導要領でも保健体育の授業におきまして、実施を通してという一文が盛り込まれ、必要性が位置づけられたと聞いております。こうした中、各地の先進地では児童生徒の時期から1次救命処置の教育が消防との連携のもと、実施に取り組まれています。そこで、上里町も学校教育の中における中学生への普通救命講習の実施についてはいかがお考えか、教育長に見解をお伺いいたします。

次に、3番目の質問としまして、骨髄ドナーの継続的確保に向けて。

骨髄移植ドナーに対する支援についてお伺いします。

骨髄バンクという言葉が耳にされるとと思いますが、白血病や再生不良性貧血などの血液難病に苦しむ患者への有効な治療法の一つが造血幹細胞移植です。この移植医療を発展させ、患者によりよい治療を提供するために、国会では移植に用いる造血幹細胞の適切な提供を推進する法律、略称で造血幹細胞移植推進法が制定されました。この法律により骨髄移植、末梢血管細胞移植、さい帯血移植の3種類の移植術のうち、患者が最適な治療法を選択できるという実施体制が整備されることとなります。

また、現在造血幹細胞移植の潜在需要の5割から6割しかニーズを満たしていませんが、今後こうしたニーズに応えていくための国の法整備は更に必要かと思われませんが、ドナー登録者の立場から質問させていただきます。

御存じと思いますが、造血幹細胞移植とは他の治療と異なり、患者と医療のほかに提供者という篤志家の存在が不可欠な治療法です。つまり、骨髄やさい帯血などを提供して下さる命をつなぐ善意のドナーがいて初めて成立することとなります。しかし、せっかく骨髄バンクに登録され、移植希望患者との細胞の血液型といわれる白血球の型、HLA型が適合しても最終

的に骨髄提供まで至らないケースが4割ほどあるとのこと。その理由としまして、骨髄提供には平均3日から5日の入院が必要となります。末梢血管細胞移植は日帰りもしくは1泊です。骨髄ドナーの体力保持のため、事前に提供者自身に返す血液採取も必要となりますが、仕事が休めないことや仕事を休んだ場合の休業補償がないなど、ドナーの負担が重いことが上げられています。ドナーへの費用補助することにより、ドナーの善意が生かされ、提供に至るケースが増えれば、より多くの命が救われることとなります。現在こうした課題を打開しようと骨髄ドナーを支えるために、新潟県加茂市や島根県浜田市などのように独自にドナー助成制度を設けている自治体が増えています。上里町においても、命のボランティアを支援するドナー助成制度を創設するべきと考えますが、いかがでしょうか。町民や企業の方に理解していただくためにも必要かと考えます。また、ドナーの負担というのは経済的な負担だけではありません。例えば、子育てや介護をされている方々も、なかなか都合をつけることができないため、ドナーに登録しても断ってくるといった話も伺っています。子育てや介護でドナーになりたくてもなれないということがないよう、介護や子育て支援施策においてもドナーに対して、最大限の配慮を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、町長にお伺いいたします。

庁舎1階の町民ホールでも毎年献血会が実施されています。素晴らしいことだと思います。また、職員は上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条で特別休暇が認められています。職員による骨髄移植のための提供希望者としてドナー登録申し出について、現状をお聞かせください。

としまして、骨髄移植ドナーを支援するために上里町ドナー助成制度の創設について提言しますが、見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問は終わります。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、防災・減災・災害に強い町づくりについて、のイベントの安全対策についての御質問に関しまして答弁をさせていただきたいと思います。

最近、温暖化の影響も受けてかわかりませんが、非常に自然災害が発生し、大変な豪雨が集中的に降るわけですね。全国では大きな被害も出ておるようでございますけれども、当町におかれましては、過日の18号台風におかれましては、余り大きな影響がなかったということで、大変良かったかなということで安堵をしておるところでございます。

また、質問の8月15日、京都市福知山市の花火大会での露天商の爆発事故は死者3名という痛ましいものでありました。店主が発電機に給油する際、携行缶からガソリンが噴き出し、そばにあったカステラ焼き器に引火し、爆発したと言われております。

露店など火を扱う可能性のある町主催イベントは、町民体育祭、公民館まつり、ふれあいまつり、桜まつりなどが想定をされております。

児玉郡市広域本部からは、イベントにおける火災予防の徹底について通知がありました。特にガソリン保管や給油の方法については、金属製の専用容器で密封し、直射日光の当たらない通気性のよい床面で保管して、保管量を40リットル未満にする。発電機など熱源の付近に置かない。ガソリンの噴出を防ぐため、開口前には圧力調整弁を緩めて内圧を下げる。自家発電機の燃料漏れ、異音などの点検強化、エンジン稼動中の給油禁止といったことが注意されています。また、ガスボンベの転倒防止やホースなどの老朽化チェック、接続箇所の漏れの確認、調理器は可燃物から15センチメートル以上離す、事前に消火器や水バケツを準備することが指導されているところでございます。

町民体育祭は、各地域・団体が食品の調理をすることが考えられますが、会場内での火の取り扱いについて、区長等を通じて徹底してまいります。

ふれあいまつりや桜まつり、公民館まつりでは商工会やJAをはじめ、食品類の出店が多くありますが、消防本部からの指導とあわせ、ガスボンベを使う場合は資格者や熟達者に十分な管理をさせるとともに、発電機のガソリンの取り扱いについても、十分気をつけるよう周知徹底をしたい。万が一の際には即対処できる体制を整えてイベント等には臨んでいきたい、このように思っております。

続きまして、住民参加体験型の防災訓練の実施について及び3の自主防災組織の質問についてでございますが、関連がございますので一括で答弁をさせていただきたいと思っております。

8月25日に開催した防災フェスティバルは、議員の皆様にも参加をいただき、総勢500人ほどの参加を得て、盛大に開催することができました。これは総合防災訓練の位置づけとして、多くの皆さんが気軽に参加できるようフェスティバル形式で開催をするものでございます。

その中のメニューで、一般住民の方からも参加をいただける放水体験、消火器訓練、担架体験を実施しました。いざというときにしか触れることのできないホースや消火器、担架にあらかじめ触れることで体が覚えるという意味で非常に有益なことと思っております。

また、防災ヘリコプラーやはしご車を間近で見させていただいたことも、災害救助のイメージ形成の一助となると考えております。今後、ほかにも起震車による地震体験や訓練を取り入れて充実させたいと思っております。

また、地震の場合や洪水の場合など、災害を想定した住民の避難訓練等を行っていくことも

検討していきたいと思えます。8月2日には、指定避難所施設や町内施設の管理者・利用者を対象として、338名が参加して、地震を想定した初期行動を行うシェイクアウト訓練を実施しました。徐々ではありますが、できるところから防災訓練等を実施してまいりたいと、このように思っております。

さて、自主防災組織の役割としましては、日頃の火災防止・消火訓練・避難訓練等を行うことと、そして災害発生時には、通報・初期消火・応急処置、大災害時には避難誘導・救出・災害後の協力などが期待されます。これらはもちろん義務ではなく、住民の自主性、善意による活動であります。現実にはこの大いなるマンパワーに期待をする部分が多いことも事実でございます。

役場では、10月7日、児玉郡市の事業所を対象とした屋内消火栓操法大会に、役場自衛消防隊として出場します。現在、消防署の指導で訓練を積んでいるところでございます。地域においても、日頃から防災意識と技術の向上を図っていくため、消防署の指導による防災訓練・講演会等を地域の会議やイベントなどにあわせて実施をしていくよう指導していきたいと思えます。自主防災組織は各区長が代表となっておりますが、常に頼れる地域防災リーダーを先頭とした組織を育成することが大切だと感じます。町としましては、自主防災組織の現状を把握し、地域の活動の情報を提供したり、後押ししたり、組織の育成に力を注いでいきたいと考えております。

続きまして、災害時等援護者避難支援事業についての御質問でございます。

平成23年度に発災した東日本大震災では、避難に時間を要する災害時要援護者の被災が問題視され、改めて要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要となっている中、上里町では平成23年度に地域支え合いマップを作成いたしましたところでございます。

地域支え合いマップは見守りなどの支援を必要としているひとり暮らしの高齢者、70歳以上の方のみの構成世帯、障害者、要介護高齢者等に本人の状況、支援者などの情報を提供してもらい、その情報を管理するとともに、ひとり暮らし高齢者などの本人状態や支援を必要としている申請者（要援護者）と要援護者を支援する支援者の関係を地図へ記入するものでございます。地図に記入することで、要援護者と支援者の関係がわかりやすく確認できるようになっております。

また、本人の同意の上、区長会・民生委員児童委員協議会へ提供させていただくことで、行政区・民生委員児童委員協議会での日頃の見守り活動に役立てております。

現在の状況ですが、地域支え合いマップの登録者は575名でございます。登録項目は、要援護者の住所・氏名・電話番号（携帯番号）・生年月日・性別・申し込み理由・同居者の有無・

緊急連絡先・支援者情報となっております。

さらに、平成24年度には、埼玉県より災害時の要援護者に対する避難支援の充実のため、災害時要援護者避難支援プランを策定するよう通達がございました。

災害時要援護者避難支援プランは、災害発生時に避難行動や情報伝達について、他者のサポートが必要なひとり暮らし高齢者や障害者等、いわゆる災害時要援護者の状況を把握し、災害時の避難支援の内容を設定するものでございます。

通達を受け、上里町では平成23年度作成の地域支え合いマップを活用し、マップ登録申請書裏面に、世帯状況や持病、服薬などの本人状態、避難方法や避難場所などの項目を新たに追加し、裏面に必要事項を記入することで、災害時要援護者登録申請兼避難支援個別計画書に登録をされてきておるところでございます。これにより、災害発生時には適切かつ速やかに対策を講じることができるようになったところでございます。

また、児玉広域消防本部へ申請者情報をそれぞれ提供し、災害時だけではなく急病や事故などの通報が入ったときに活用していただくことにもなっております。

災害時要援護者登録兼避難支援個別計画登録の状況ですが、登録者は523名でございます。登録項目は、世帯状況・身体状況・持病・障害名・かかりつけの医療機関・服薬・血液型・特記事項・避難方法・避難場所となっておりますのでございます。

続いて、支援者がいない人への対応に対する平成23年度に発生した東日本大震災では、災害対策本部が被災するなどの理由で被災者へ行政支援が遅れてしまう状況が多数見受けられたと同時に、災害発生時に即座に支援することができるのは、隣近所をはじめとする地域住民の方の協力が不可欠になってくるものと思います。

このような災害発生時には行政における支援については限界があり、場合によってはすぐに支援することが難しくなることが予想されます。特に災害発生時直後では、なかなか救助などの支援が行われないことが予想をされます。

上里町では、地域支え合いマップ登録者・災害時要援護者登録兼避難支援個別計画登録者に必ず支援者を見つけてもらい、登録していただいております。しかし、現在支援者がいる要援護者は、523名中377名で、146名の方がまだ支援者が決まっていない状態でございます。理由につきましては、頼む方がいないことや支援にお願いすると断られることなどが上げられております。

対応といたしましては、地域において支援者を設定してもらうことです。平成26年2月に区長会・民生委員児童委員協議会へ最新情報が記入されたマップと本人の状況が記入された一覧表を配布し、支援者がいない要援護者のため支援者を見つけていただく説明をする予定でございます。支援者がいない要援護者にも引き続き探してもらいながら、各行政区においても区長、

民生児童委員で協議の上、支援者を決めていただければと考えております。

また、広報等を使って登録制度の周知も徹底していきたいと思います。

今後におかれましては、阪神淡路大震災・東日本大震災を教訓にし、制度登録者数を増やすことにより多くの方を災害時に支援することができるよう、また、災害発生時に町全体で適切かつ速やかに対応・行動ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番のAEDの普及・啓発について。

普通救命（AED）講習の実施についての御質問のうち、公共施設の利用者・利用団体への講習についてに関しまして答弁をさせていただきたいと思います。

現在、AEDは公共施設で22カ所、各学校の職員室、各児童館、各公民館、役場・保健センター、図書館、体育館、福祉町民センターにあり、隣接する施設についてはそれを使用することとしております。また、町内のスポーツイベントへの貸し出し用が、町民体育館に2基ございます。

AEDは、誰でも操作できるとされており、倒れている方の意識を確認し、正常に呼吸がない場合は、119番へ通報するとともに、心臓マッサージとAEDを使用します。また、電気ショックをすべきかどうかは機械が判断してくれます。しかしながら、いざというとき慌てず対応できるかどうかは、日頃の訓練が大きく左右をされるわけでございます。

町民体育館では、毎年、体育協会やスポーツ少年団が100名近くに参加し、普通救命講習会の中でAEDの使用方法について訓練を行っております。また、本年度は新しく設置した各公民館でも、年度当初にAEDの講座を開催いたしたところでございます。

児玉郡市広域消防本部では、ほぼ月1回のペースで普通救命講習会を実施しています。おおむね15人以上の団体で申し込み、児玉郡市広域総合センターで受講するものでございます。また、出向講習も行ってくれます。未受講の団体へも受講を呼びかけていきたいと思っております。

また、各施設において設置しているAEDについては、職員等にも定期的に動作確認を兼ねて講習を実施していきたくと考えております。

2つ目の御質問の教育の中での講習については、教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3番の骨髄移植ドナーに対する支援について。

の町における職員の提供希望者についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

白血病や再生不良性貧血などの患者に対し、骨髄移植や末梢血幹細胞移植のための骨髄液や

末梢血幹細胞の提供をするための希望者、いわゆるドナー登録や提供するための休暇については上里町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例で、特別休暇としての取り扱いとなっております。

特に提供時については、コーディネーターや医師からの説明等、確認検査から健康診断後、骨髄等の採取となる数日から1週間程度の入院が必要となるなど、その必要とする期間で特別休暇が認められております。

しかしながら、ここ数年、確認できる範囲では、この休暇を利用した職員はございませんでした。ドナーに登録している職員についても把握できておりませんが、希望される職員につきましては、休暇制度を積極的に利用していただき、安心して登録や提供をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、骨髄移植ドナーへの支援について答弁をさせていただきたいと思います。

骨髄移植は白血病や再生不良性貧血などの治療法として行われております。これらの患者さんにドナーと言われる提供者の正常な骨髄細胞を静脈に注入して移植する治療法は広く知られておるところでございます。

骨髄移植においては、移植した骨髄がうまく機能するための白血球の型をドナーと一致させる必要があります。しかし、血縁者の中でも白血球の型が一致する確率が高いと言われる兄弟姉妹においても4分の1の確率でしかないと言われており、そのため、広く一般の方からドナーを募る必要があります。

現在、骨髄提供者であるドナー登録の数は約43万人ですが、依然として約4割の方にドナー候補者が見つからないのが現状のようでございます。

近隣の自治体の献血会場で行ったドナー登録では、平成19年度から今年度までの5年間で73名の方の登録があったようでございます。

1人でも多くの患者さんに骨髄移植の機会が生まれるよう骨髄移植と骨髄バンク事業について理解をいただいた上で、ドナー登録をお願いしております。当町でも保健センターにポスターを張って、リーフレットを窓口に設置しており、啓発活動をしておるところでございます。

ところで、実際に骨髄を提供するドナーになると、一般的には骨髄を採取するために3日から5日の入院と2日の通院が必要となっております。現在、それに対する休業補償などの制度が整っていないことから、ドナーの候補が見つかったとしても、その人が会社を休むことができなったり、子どもの保育や家族の介護が必要になるため、家族から同意が得られないなどの理由で、ドナー候補になった方のうち、4割もの方が最終的に骨髄提供をキャンセルするなど、非常に残念な結果となっております。

このようなことから、ドナーの経済的な負担軽減対策や協力しやすい体制を整えることが

骨髄移植の推進には大きな要素であると認識をしておるところでございます。

ドナーが協力しやすい体制づくりとして、介護を必要とする高齢者や障害者の家族や子育て中の場合などにおいても、介護保険や障害者福祉制度によるデイサービスやショートステイ等のサービスの利用、子育て支援に関する一時預かり保育事業やファミリーサポートセンター事業などがございます。しかし、このような制度を利用した場合にもドナーの負担は増加するため、利用に当たっての課題が生じることが想定をされておるところでございます。

町といたしましては、ドナーとなった方が御家族の介護や育児についての心配をすることなく、骨髄の提供ができる環境を整えるため、ドナーに対する助成制度等については十分に検討するとともに、先進的に実施している自治体の助成内容等を参考にしながら、骨髄移植ドナー支援事業の推進に向けて取り組んでまいりたい、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 中島議員の御質問、教育の中での講習について、お答えさせていただきます。

普通救命講習の受講者数は年々増加傾向にあり、総務省消防庁によりますと、中学生以上を対象とした普通救命講習の受講者数は平成22年度には年間140万人を超えたとのことでございます。学校教育現場にも広がりを見せているようでございます。

議員御質問の教育の中での講習についてお答えいたします。

町内の小・中学校では、普通救命講習を毎年実施しております。本年度も小学校では5月に、中学校では7月から8月にかけて、全職員の参加で実施しております。特に小学校では10名から20名程度の保護者の方にも参加を得て開催しておるところでございます。

また、昨年度は生徒が保健体育の学習として普通救命講習に参加した学校もございます。学校で行う普通救命講習では消防署職員を指導者に招聘して、A E Dの操作講習を同時に実施しておりますので、A E Dの操作をしっかりと研修でき、緊急時には確実に操作できるものと考えております。

次に、議員御指摘のように、中学校学習指導要領（保健体育編）では生徒に対し、応急手当の方法として心肺蘇生法が盛り込まれており、実習を通して理解できるように授業を実施することを求められております。上里町でも中学校の保健体育授業において応急手当について学び、適切な手当では障害の悪化を防止できることや包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げた授業を展開しておりますが、さらに充実した授業が展開できるように必要に応じ

て消防署職員を招聘したり、A E Dの操作についても取り上げたりするよう助言するとともに、適正に教育課程が実施できるよう確認してまいりたいというふうに考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も緊急時の体制の確立のために普通救命講習を適切に実施することと、体育祭や持久走大会のときには会場近くに準備をしておくことなどの管理について学校を指導・助言してまいりたいと存じます。

また、緊急時にA E Dが適正に使用できるよう子ども用パッドの交換も含め、確実に定期点検を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴議員発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。

御答弁いただきまして、ありがとうございます。何点が再質問をさせていただきます。

初めの防災・減災・災害に強い町づくりについてのところではありますが、の自主防災組織について、2番の住民参加体験型の防災訓練の実施についてということで先ほど町長より地域の現状、区長さん中心としましての組織の現状ということをお答弁いただいたわけですが、本当にこのところ、しばらく前ですと災害は忘れたころにやってくるとか、本当に日本は非常に安全であるというふうなことが言われたわけですが、本当にこの東日本大震災以降、見事にその安全神話が覆されまして、本当にいつどこで災害が発生してもおかしくないような気候変動の状態でも今朝も明け方、地震を体感したところではありますが、そういったときに、いざというときに本当にやはり自分の命はまず自分で守る。自助、そして自分が助かっているだけで、すぐ近くの人を助けてあげることができるという共助の仕組みということで、まさに自主防災組織の、地域における自主防災組織という御近所さんの地域コミュニティを本当に深めながらの御近所のお互いさまのその精神を利用した助け合いということではありますが、それは組織としては既に上里町はできているわけではありますが、本当にお忙しい区長さんにこれ以上のことをお願いするのは大変忍びなく、できればその地域の中から地域の防災リーダー、区長さんや民生委員さんや各係の方を班長さんとかをお助けできる防災推進委員とか防災のリーダーが育っていただいて、そういった方たちを中心に行政のアドバイス等をいただきながら、日頃、日常の中での訓練といいますか、家族で参加できるいろいろな地域のイベントとかを利用したバーベキュー大会とかほかのところではあったようではありますが、様々なそういった地域の行事の中で何か取り組めるいい訓練がないのかなというふうにちょっと自分の中でいいアイデアがないんですけれども、積極的にそういったことをやはり各地域に働きかけをしていただ

けないかなということを感じているわけなんですけれども。その点についてのお考えを町長にお聞かせ願いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先般も行われました町主催の消防団主催の防災訓練、多くの議員さんにも参加をしていただきましたけれども、この防災訓練も当初は余り字には呼びかけていなかった、そういう事実があるわけでございますけれども、各字でも自衛消防団、そういうものが組織されておりまして、是非そういう人たちにもこの防災訓練を見ていただいたらどうかということで、一昨年から皆さんに呼びかけていただいて、そしてやらせていただきました。

おかげさまで皆さんも参加していただいたということで、多くの町民の皆さんも参加をいただいたわけでございます。先ほど来、お話も出ておりますけれども、いざ、そういうときには何と言っても隣近所、そういう地域の支えが必要ではないかなと、そういうふうに思っておるところでございます。字単位でその自衛消防があるわけでございますから、そういう人たちを中心に、字でそういう何かの集まりのときに訓練を一緒にできたらいいなと、そういうふうにも思っております。これも区長さんを通じて、区長さんが先頭に立つということではなくて、区長さんにそういう配慮をしていただきながら、自衛消防の方に先頭になっていただくか、それは字で決めていただければいいことでございますけれども、そういう形の中で自然災害の発災時には各字で、自分のところは自分で守る、自分の命は自分で守る、近隣で守る、そういう意識づけの中で今後、区長会にも呼びかけて、そういう組織を作っていただければ、大変ありがたいなと、そんなふうには思っております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴議員発言〕

6番（中島美晴君） 答弁、ありがとうございました。是非ともあらゆる機会にそういった啓発またお願いしていただけたらありがたいと思います。

もう1点同じところでの再質問であります。先ほど壇上での私の質問の中でもちょっと紹介させていただきました、昨年の防災士の育成支援について、本当に早速町でも取り組んでいただきまして、職員さんが受けられたということを伺い、ありがたいことだなと感じております。中島もこの8月、ようやく時間がとれまして、妙高市の山中にこもりまして研修を受け、防災士の認定試験を受けてまいりました。先ほど町長の御答弁の中にもありましたように、その前にはちょっと更新といいますが、私も金井先輩と一緒にAEDの講習受けたり、その普及の推進の1人となっているわけでありまして、定期的に広域消防におきまして、普通救命の講習会を受けていたんですけれども、ちょっと3年を過ぎてしまったので、今回の受講の前に広

域消防で受講してから、試験に臨んだというふうな経緯があるわけですがけれども、こうした防災のリーダーとしての防災士の育成、先ほど来、お話ししていただきました区長さんとか、やはり区長さんは2年で早いところは代わるわけですがけれども、代わる方ではない、余り負担がかからない、日頃から防災、地域の安心・安全のためにしっかりと学んで、そういった自らも知識を吸収し、また、定期的に地域の中でいろいろな機会にリーダーシップを発揮していただけるように、そういったかつては環境衛生推進員が、今、廃止になっておりますが、名前は仮称であります、防災推進員とかそういった仮称でありますけれども、字の中にそういった防災リーダーさんの位置づけというものを検討していただきまして、育成のアドバイスといたしますか、していただけたらありがたいかなと感じておりますけれども、その点について町長に御見解をお伺いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど申し上げましたように、組織につきましては字で作るかどうか、そういうことも検討してまいりたいというふうに思いますけれども、特に防災士の免状を持っている、そういう方を防災のリーダーとして、そういう組織の中でできればいいなというふうには思っております。今、中島議員おっしゃられておりましたように、中島議員も防災士の講習を受けてきて、免状を取ったというお話をいただきましたけれども、上里町でも職員が1名、防災士の免許を持っておるわけでございますけれども、随時そういう講習を受けて、たくさんの皆さんに防災士の免状を取得していただいて、そういう皆さんが組織の中で講習だとかそういうところへ派遣をしまして、指導していただければ大変ありがたいなと、そんなふうにも思っております。

その防災訓練なんかも当然そういう組織の中でやらなくてはならないわけでございますけれども、是非そういったところにもお手伝いをいただけるようお願いをしたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴議員発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

災害時等要援護者避難支援事業についてのところで再質問いたします。

先ほどの御答弁によりますと、現時点で登録者が523名中、支援者が見つからない方があと146名という御答弁をいただいたわけですが、この146名の方がいざというときにどなたに、という方が決まっていないということでありますので、これは早急に支援者をどなたでもいいというわけにはいきませんので、やはり地域の中で顔の見える取り組みをしていくこ

とが大事なかなと感じるわけですが、そういった意味で今後、その各地域に、146名の該当するその地域に対して、どのように支援者になっていただきたいというふうな住民に対しての御理解をいただき、その取り組みをどのように、どういうふうに取り組んでいかれるのか、ちょっと済みません。今、決まっておりますらお聞きします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどお話し申し上げました523名のうち146名の方が支援がまだ決まっていないというふうに申し上げました。これから民生児童委員さんの会議だとか区長会、そういうところをお願いして、この地域支え合いマップは中島議員お持ちのことと思いますが、これに細かく誰がどの方をそういうとき援助すると、そういうのが地図で一目瞭然、理解できるようになっております。残された146名におかれましても、区長さんや近隣の人、できれば近くの方がいいわけですから、民生委員さんがいても遠くのほうから行くのでは大変ですから、できれば区長さんに非常に応援していただいて、何とかこの146名の皆さん全員がこうしたマップの登録ができればいいなということで今、計画をさせていただいております。だから残った方のその計画をできるだけ早く進めてまいりたいと、このように思っております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴議員発言〕

6番（中島美晴君） 御答弁いただきました。大変御苦労いただくわけではありますが、町民の特にいざというときに自分で身を守ることが困難なお年寄りであったり、障害をお持ちの方たちの支援者が早く決まるように地域の皆様の御理解も是非ともいただきたく、御配慮を、そういった取り組みをして、丁寧にそして急いで取り組んで、ちょっと矛盾しているんですけれども、言葉がちょっと済みません、見つからないんですけれども、していただきたいと思いません。

災害のマップのほうは理解いたしました。よろしく願いいたします。

あと1点、このところで、今回、災害対策基本法の一部改正する法律が成立したわけでありまして、その中で今は発災に向けての準備を日頃から日常的に見守り活動を通してということで準備していただいているわけですが、災害がないことが一番望ましいことではありますが、もしも災害が発生した場合の、そういった要援護者の方たちの、誘導する方は支援者が見つかってきちんといるわけですが、避難所となり得る、今、公設の場所では緊急時はここが避難所になりますよということで、それぞれ指定されているわけですが、そういった災害時の要援護者の方たちの避難所となり得る福祉施設についての検討はどのようにされておられるのか、お聞きいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この避難所の件につきましては、町で指定されておるところがあるわけでございますけれども、こういった方々はその避難状況によってもまた違うのであろうというふうに思いますけれども、近くの公民館に集まるとかそういうこともその防災組織ができた中で、このぐらいのときはこのぐらいの場所でいいのではないかと。できればそういう方を誘導するにはやはり遠くのほうまでなかなか行けない部分、そういうものがあるわけでございますから、町で指定されている避難所まではちょっと遠いと、そういう場合におかれましては、地域の公民館になり、そういう集まりやすい場所に集まれるように、そういうことで福祉施設等もあるわけでございますので、そういうところに寄れるようにしたいというふうに思っております。この対象者は、先ほど中島議員もおっしゃられたように障害をお持ちの方だとか、高齢者のみで住まわれている方だとか、65歳以上でも1人で住まわれている方だとか、そういう方が非常に多いわけでございますから、できればそういう福祉施設だとか地域の公民館だとか、町で指定された避難所、そういうところへ集まれるようにできればいいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴議員発言〕

6番（中島美晴君） 御答弁いただきました。確認させていただきます。

先ほどちょっと最後の部分で福祉施設の協力をいただいているということで、本当にそうしていただけるとありがたいなと感じております。特に介護の必要な高齢者や障害者など、一般の公民館等の避難所では生活に支障をきたす人々に対しましては、やはりケアが行われることが大事でありまして、そういった方たちに対しての配慮をしていくにはやはりこういった上里町の町内にあります、最近、特に増えておりますが、そうした福祉施設、民間も含めた福祉施設の方たちにも是非とも御協力をしていただけたらありがたいなと思っておりますので、それは要望であります。よろしく願いいたします。

次の質問であります、A E Dの普及・啓発についてのところであります。

先ほど教育長の御答弁の中で本当に私の認識不足で、勉強不足で大変反省しておるところであります、小学校・中学校、既に毎年実施されているということで安堵いたしました。特に子どもたちがそういった体を通して、上里町は、ちょっと言葉はすみません、元に戻しますが「学びとふれあいの町宣言」を今年新たにしたところでありまして、そういった意味でも子どもたちが様々なところでやはり学び、触れ合い、その体験を通してしっかり命に実感して、自分の体にしっかりと体得していくということが大事であって、そういったことがいざという

ころに様々なところで発揮されるのかなということで、その一つがA E Dの講習で普通救命講習であろうかと思ひまして、今回、教育の中ではということで1項目、取り上げさせていただきました。本当に教育長の答弁に安堵いたしましたところでありますが、是非とも継続をして、将来の上里町の命のしっかりとバトンを受け継いでくれる、そういった子どもたちが大人に成長してくれることを願っております。やはり要望になってしまいますかもしれませんが、すみません。移ります。

A E Dのところではありますが、A E Dが非常に公共施設もほとんど設置して、コンビニとか銀行とか商業施設とか、今、本当にA E Dの設置、ここにもあるな、ここにもあるなということを目に多くするかと思ひますが、いざというときにやはりそのすぐ近くにある、借りてくるにしても、どこにあるというのがホームページだと住所と場所というのがなかなか頭の中にとこというのが入らないかと思うんです。そういったことで是非とも住民サービスの一環といたしまして、A E D設置状況マップということをや地図ですね、簡単な上里町の位置として、うまく言えないんですけども、入れ込んだといいますか、状況マップの作成ですね。位置として落としていくということをしていただけたら、情報提供という住民サービスの町民の皆さんに対しての情報提供サービスということで検討していただけたらと思ひますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） A E Dにつきましては、先ほど来お話ししておりますように、公共施設、各施設に置いてあるわけでございます。ただ、一般の住民が御利用したいときに、ではどこに果たしてあるんだ、どこが一番近いんだということを察知するには、やはりマップを作って、そういう位置を知らせておく必要もあるんであろうと、そんなふうにも思っております。そのほかにも、お医者さん、上里町にもたくさんあるわけでございますけれども、お医者さんにもたくさんA E Dが置いてあるわけでございますけれども、それが一般の皆さんがそのお医者さんのところへ借りに行けるかどうか、そういうものは別といたしまして、今後もそういうことも含めて検討しながら、マップがどこにあるかということを知らせることは大変必要ではないかなと、そういうふうにも思っております。お医者さんには、まだそんな話はしてはございませんけれども、もし近くでお医者さんがあった場合は、お医者さんのほうが公民館行くより近いという場合に、そういったマップのところで提供できるかどうか、お医者さんのほうにできるかどうか、そういうことも踏まえて検討をしていきたいと、そういうふうにも思っております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔 6 番 中島美晴議員発言 〕

6 番（中島美晴君） 6 番中島。

作成に向けて検討していただけるというふうな答弁と受け止めてよろしいのでしょうか。であるならば、できる協力が、しっかりとさせていただきたく思いますので、是非とも作成に向けて検討ということで受け止めさせていただきます。

最後の質問であります、骨髄移植ドナーに対する支援についてのところであります。

郡市にお住まいの血液難病の方からの私どもにいただいたお手紙を町長にご覧になっていただいたわけではありますが、児玉郡市の公明党本庄では平成13年から毎年献血会の活動をしております。そして平成22年からは埼玉骨髄バンク推進連絡会の方と御一緒に献血会場にてドナー登録の推進にも取り組んでまいりました。平成22年は12名、平成23年が18名、平成24年が14名、そして今年が12名で、合計54名の命のボランティア登録をしていただいたところであります。

先ほどの質問の中でも話をされましたけれども、紹介させていただきまされたけれども、せっかく登録をしていただいても仕事が休めなかったり、また、介護や子育て等で提供者と型が合って、提供者となり得る状況であったとしてもドナーさんがそういった事情によって残念ながらキャンセルしたり、行けなかったというお声も現実には聞いております。そういったことで、こういうふうに町長とお話とか一般質問している間も移植を希望しながらも移植までたどり着けず、尊い命を落とされている方が数多くおられるわけであります。年間5,000人が発症し、2,000人の患者さんがドナーからの移植を待っていると伺っております。そういったことを考えますと1人でも多くの命を救うため、骨髄移植ドナー支援事業は必要でありますし、町民の皆様の理解を得られる事業でもあろうかと考えております。そういったことで町独自のドナー助成制度の創設を考えるべきと提言させていただいたわけですが、再度町長にその点につきまして、お答えいただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） この助成制度につきましては、過去3年間で全国18自治体が要綱を作ったりはしてあるようでございます。11例の実績があったようでございますけれども、全国的に見てもまだまだ助成事業等を行っている自治体が少なく、該当するケースも余り少ないようでございますけれども、患者さんや家族のことを考えた場合、このような助成があることはとても助かるというふうにも思っております。何とかできるように今後検討していきたい。今朝ほど中島議員から公明党様各位ということで要望書が上がってきておるようでございますけれども、このことにつきましても、本庄市も美里町もやるということであるわけでございますので、近隣の情勢を見ながらでも前向きに検討してまいりたい、このように思っ

ております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴議員発言〕

6番（中島美晴君） 前向きに検討していただけるという答弁であります。

助成事業の創設に向けて、前向きに検討していただけることをうれしく思いました。造血幹細胞移植推進法第10条では、国とともに地方公共団体も理解を深めるための必要な施策を講ずるものとするということになっているわけでありまして、各自治体がしっかりと理解を深めるため、またそれぞれの地域でしっかりと取り組んでいていただきたいというふうになっておりますので、そういったことから患者さんに、より良い治療を提供していくために、何としても先ほど伺いました、しつこいようでございますが、継続的なドナーさんの確保に向けて上里町の助成制度の創設を願ひまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 皆さん、こんにちは。議席番号5番納谷克俊です。

通告に基づき一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、企業誘致について、虫歯予防について、上里ゴルフ場の今後についての3点であります。

以下順に伺ってまいりますのでよろしく願いいたします。

最初の大項目、企業誘致について伺います。

上里サービスエリア周辺地区整備事業における産業団地への企業誘致の進捗状況については、昨日の同僚議員の質問に対する答弁がありましたので割愛をさせていただきます。

次に、同地区における企業誘致の今後の予定についても昨日答弁がありましたが、幾つか確認させていただきたいことがありますので質問をさせていただきます。

昨日の同僚議員に対する答弁においては、今後の予定としましては上り線側A区画、こちらでも引き続き企業誘致をしていくと、これに関しましては、食品関連製造業ということ継続していく。また、下り線に関しましては、基本公募で行うと。また、食品関連ということにこだわらず、大企業をと言いますか、大規模な工場ということですかね、ということ念頭に地元雇用を創出するような、できるような企業を対象にしていくということでございます。

立地条件が非常にスマートインターができれば直結であるということから、町長はこの企業誘致についても非常に他の市町村といえますか、他の自治体が行っている企業誘致よりも有利であるというお考えがあるようではありますが、これについてなんですけれども、上里町、確かにサービスエリアに隣接してスマートインターが付きますので、直結ではあります、最大の欠点と言ったら語弊があるかもしれませんが、製造業工場を誘致するときには牽引車、いわゆるトレーラーですね、これが通行できないというのがネックになってくるかと思われ。物流も効率化が進んでおりまして、現在では高速道路を走っておりますとフルトレーラーであるとかセミトレーラー、こういった車両が多く通行をしております。しかしながら、上里町ではスマートインターではそれらが通行できないということですので、おのずと企業的にも幾らか限定をされてくるのかなと思っております。そういう条件の中ではあります、公募、それから大区画で販売をする。雇用の創出を生むような大きな企業ということでございますが、確認といたしまして、下り線側については条件が整い次第公募で行うのか、また、業種は限らず大企業、雇用創出を見込めるような企業を前提に考えていくということによろしいのでしょうか。

また、全体約11ヘクタールを一括売却ということによろしいのか。規模によってはこちらを分割することは可能なかどうか、また、そういうことを検討されているかどうか、考えを伺いたいと思います。

また、上り線A区画についてなんです、こちらは継続していくのはもっともだと思いますけれども、忘れてはいけないと思いますのが、B区画につきましても公募した全面積を販売したわけではなかったのではないかと記憶をしております。こちらの残りの分をどうするのか、企業誘致について伺いをしたいと思います。

次に、この同地区以外における企業誘致について伺いたいと思います。

サービスエリア周辺地区事業もだんだん状況が見えてきましたという、明るい状況であるのが現実かと思いますが、この内陸、北関東は特に今、日本全国の企業が注目をしている土地であります。もちろん沿岸部でないということで津波の被害もない。また、比較的最近では大きな災害もない。そういったことから近隣市町では産業団地、工業団地の造成が旺盛に行われているところであります。近くを見渡しましても藤岡市の土地開発公社では2地区ですか、公募と言いますか冊子を作って企業回りをしているようでございます。また、高崎市玉村地区に

おきまして玉村にスマートインターができますことによって、新たに産業団地を造成するというございます。こうなると、上里はもう残りが限られてきたわけですが、なかなかまだ一番大きなところが目途がついていないところで次というのはどうかな、ということもありますけれども、やはり中長期的に見るとサービスエリア周辺地区整備事業の次はどのようなのかなということが、皆さん関心があるかと思えます。そこで、お伺いいたしますけれども、今後、この同地区における企業誘致以外につきまして、どのように考えているのか、現在どのような構想があるのかを町長にお伺いいたします。

2番目の大項目、虫歯予防について伺います。

小・中学校におけるフッ化物洗口の実施につきましては、一昨年の12月議会で質問いたしました。この続きということでお伺いしたいと思います。

そのときに細かい事業概要につきましては、お話しさせていただきましたし、また答弁もいただいたので、そこで検討課題となっていたことだけについて絞って御質問をさせていただきます。

当時の町長の答弁では、神川町の事業導入の経緯、取り組み状況等を調査していきたいということでございました。また、当時の教育長からは、もうしばらく様子を見て小・中学校で実施に踏み切るかどうか判断をしたいということでございました。その後、本庄市においても小学校で本年度からになりますか、希望者に対してフッ化物洗口を実施するということになりました。

以前の質問から約1年9カ月が経過をしております。この間、事業実施に至るまでのステップを上里町並びに上里町教育委員会では踏んできたのか、どのような検討をされてきたのか、町長並びに教育長の答弁を求めるところであります。

続いて、条例制定について伺います。

こちら少し大項目と小項目の順番が少し逆になってしまった感はあるんですけども、特に虫歯う蝕対策ということで御質問させていただきたいと思えます。

歯科口腔保健推進に関する条例について検討されているのかというのが、ずばりのところでございますが、この条例については近隣の市町では神川町が本年6月、神川町町民の歯科口腔保健の推進に関する条例ということを制定されております。そもそもは、国において平成23年8月歯科口腔保健の推進に関する法律が制定され、同年10月埼玉県で歯科口腔保健の推進に関する条例が制定をされたところでございます。

歯科口腔保健の推進に関しましては、大きく4つポイントがあるかと思えます。

乳幼児期・学齢期における虫歯の予防、成人期における歯周疾患の予防、妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進、高齢期における口腔機能の保持の4つでございますが、

特に大きいのは、やはり乳幼児期・学齢期におけるう蝕対策、虫歯対策だと思います。この条例を制定することによって町が、町民が正しい知識を持つ必要性ということを十分周知できる。また、町においては町の責務を明確にするということが神川町の条例においても重視されたところであるのかなと私は感じているところでございます。

そこで、お伺いいたしますが、上里町では歯科口腔保健の推進に関する条例の制定を検討されているのでしょうか。また、検討をされているとすれば、現在どの程度まで煮詰まっているのか、町長にお伺いするところであります。

最後の大項目、上里ゴルフ場についてお伺いをいたします。

初めに、民有地の買収計画についてお伺いします。

上里ゴルフ場は平成21年4月1日、町、埼玉県、株式会社さいたまリバーフロンティア、3社における覚書の締結によりまして、平成21年4月上里ゴルフ場資産を埼玉県から譲り受けました。今年度末でちょうど5年が経過するところであります。思い起こしますとこの問題につきましては、当時かなりの議論が議会でも行われたと思っております。当時資料請求をさせていただいて、出していただきました当時の議会の全員協議会の議事録を昨日読み起こしましたけれども、これは本当に議会でも真剣に議論をされました。そのときの大きなポイントというのは、やはり町が県から譲り受けるときに全てが公有地ではないと、県有地ではない。中にと申しますか、多くなんですが、多くの部分で民有地が残っていると。また、その中で当時全ての地権者の方々が同意していたわけではないということが議論の大きなポイントだったのかなと思います。もちろん町が譲り受けて1人でも反対する方がいて、ゴルフ場のコースの中に、もし反対の土地が残ればゴルフ場の継続の運営は難しいだろうというところだったと思います。幸いにいたしまして、町長はじめとする町執行部、職員の皆様方の努力によりまして、最終的には全員の地権者の方が同意をされ、現在に至っているところであります。

そこはさておきまして、当時の議論の中で町が譲り受けたときには町が地権者にお支払いする借地料、これと町がリバーフロンティアからいただく使用料の差額を公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金として積み立てて、そのお金を原資といたしまして残る民有地を買収していこうと、できるところから買収していくという説明があったかと思えます。

実際、現在まで本年度の当初予算の予算額も含めてですが、恐らく今年度末には基金の総額が1億6,500万円ほどになるのではないかと思います。

また、当時の説明におきましては5年経過した以降、後半の5年ということですね。リバーフロンティアが事業を行う後半の5年間で同意をいただけた地権者の方々から順に買収をしていくという御説明をいただいたと思うんですけれども、現在までこの買収計画はどのように進んでいるのか。ちょうど5年が経過するところですので、ここで町長からこちらについて説明

をいただきたい、答弁をいただきたいと思っております。

次に、将来の運営形態についてお伺いいたします。

質問といたしまして、将来的には町直営とする考えがあるのかという通告をさせていただいておりますが、決して私が町直営で行うべきだと思っているわけではございません。考えられる手段といたしまして、引き続き株式会社さいたまリバーフロンティアをお願いするということもあるかと思えます。また、もう一つとしては、過日の図書館の条例改正もございましたが、指定管理者という手段もあるかと思えます。また、残りといたしまして、町直営で行うというのも1つの考えなのかなと思えます。

上里ゴルフ場の収支状況を見ますと、一番重くのしかかっているのが借地料であるのは明白であります。しかし、4年半前ですか、約5年前の改定におきまして、借地料は地権者の方々に御協力をいただき、だいぶ下がってきたと。借地料の負担は減っていると思えます。また、今後5年間で買収が進んでいけば、もちろん借地料は発生しなくなるわけでございます。総体的に減っていくと。そうなってきますと、この上里町が直営で行っても事業の採算は合うのかなという考えもございます。

とはいえ、町に企業を運営するノウハウはありませんので、現実的な話じゃないかもしれませんが、今後、町の職員さん多く退職の時期を迎えてきますと、そういった方々の受け皿ということも1つ考えられるのかなと。また、別の観点からいたしますと、町が直営することによれば新たな雇用を確実に町民の雇用を生み出すことも可能となってきます。そのような観点からも将来、まだまだ5年先の話とはいえ、そろそろ、このゴルフ場の経営についても将来的な青写真を描いていかなければならないときかと思えますので、現時点での町長の考えをお伺いしたいところであります。

以上、大きな項目3つについて町長並びに教育長の答弁を求めます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、企業誘致について。

のサービスエリア周辺地区整備事業における企業誘致の進捗状況については、昨日来の質問の中でわかりましたから結構ですというようなお話をいただいたわけでございます。

のサービスエリア周辺地区の事業における企業誘致の今後の予定についてというところからお話をさせていただきたいというふうに思います。

今後の予定についてでございますけれども、下り線側産業団地1区画につきましてござい

ますが、先ほど申し上げましたように開発行為などの事務的な問題がありますが、そう遠くないうちに公募手続を進めなければならないと思っておるところでございます。公社が行う事業ですので、広く応募の参加機会をつくるため公募の実施を行うことが望ましいと考えております。10ヘクタールを1区画としておりますので、この規模の画地への企業誘致となりますと、企業情報そのもの自体も少なく、競合相手もあると思っておるわけでございます。このため業種指定を行わず、製造業という指定を行うことが望ましいと思っておるところでございます。

次に、応募見通しについては、これまで企業誘致活動の中で、幾つかの問い合わせをいただいておりますが、企業の設備投資に関しまして、企業側からは経営判断を伴う重い判断になることから慎重に対応していく、そういう姿勢というものが感じられておるところでございます。応募についての見通しは、持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても企業誘致には、情報収集とタイミングというものが成否を握ると言ったことが過言ではないようでございます。

公募時期や方法につきましては、事業主体であります公社の理事会において、しっかりと検討をしまいたいというふうにお思っておるところでございます。

また、議員のほうから御質問をいただきましたC区画につきましては、約1万平米のうち1区画として9,000平米を売却いたしましたところでございます。これは分譲企業の都合を考慮したものでございまして、残り部分につきましても、購入意向を確認しておりますので、引き続き協議を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、上里サービスエリア地区整備事業以外における企業誘致について答弁をさせていただきます。

上里サービスエリア周辺地区整備事業を最重点事業に位置づけて推進しておりますが、ようやく産業団地分譲までに進展し、企業立地に向けた更なる取り組みを行ってまいりたいと思っております。

このほかの企業適地についてですが、工場閉鎖などによる跡地でございますが、企業から相談がありました物件につきましては、県企業立地課への情報提供や町の企業誘致活動の中で紹介をするなど、町といたしても企業立地に向けて支援をしておるところでございます。引き続き、企業と連携を密に企業誘致に向けた活動を積極的に展開してまいります。

さて、工業の振興は、言うまでもなく、地域雇用の拡大をはじめ、地域の活性化に大きく寄与することから町づくりの根幹をなすものと考えております。

御案内のとおり、第4次総合振興計画の土地利用構想において、既存の工業系用途地域を生産拠点としつつ、大御堂地区や神保原地区の2カ所を転用し、工業系土地利用ゾーンに、上里町の第4次総合振興計画の中で位置づけられておるところでございます。

平成23年9月に、埼玉県から圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的な考え方が示され

ましたことから期待が高まっておりますが、本町の工業系土地利用ゾーンはいずれも農業振興地域に属していることから、これまでの調査でも土地利用の調整が大変難しいと考えられております。上里サービスエリア周辺地区整備事業もようやく企業立地や誘致へと進捗してまいりましたので、今後の工業適地へどのように誘導するのか、どのように確保するのが、今後の課題となると思います。企業立地状況や経済状況を踏まえながら、時期が熟せば、総合振興計画に位置づけた工業系土地利用ゾーンの具現化に向けた取り組みも必要になってくるのではないかと考えております。引き続き関係機関との意見交換や情報収集などを中心に可能性について、調査研究を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、虫歯予防についての御質問でございます。

の小・中学校におけるフッ化物洗口の実施について、お答えをさせていただきたいと思っております。

フッ化物洗口の事業の実施につきましては、神川町のフッ化物洗口事業の取り組みの経緯及び実施状況等について調査を行いました。

乳幼児期におけるフッ化物歯面塗布に加え、うがいが上手に行える小・中学校でフッ化物洗口を実施することができれば、継続性も高く、永久歯が生えそろう時期までの継続となりますので、虫歯の発生が半分以下に抑制できると言われており、効果・継続性の面からも優れた虫歯予防法として認識をしております。

御質問の小・中学校におけるフッ化物洗口の実施におかれましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、2番の 歯科口腔保健の推進に関する条例制定について検討されているのかについてお答えをさせていただきたいと思っております。

私たちが健康で質の高い生活を営む上で、口腔内の健康は基礎的で重要な役割を果たしており、健康を一生涯保つためには、歯に関わる病気の虫歯や歯周病などの予防に向けた取り組みが極めて有効であると言われております。そこで国が、口の健康を保つための施策を推進し、国民全員が健康で質の高い生活を営むことを目的として、平成23年8月10日に歯科口腔保健の推進に関する法律が公布、施行されました。当町において、歯科保健の取り組みにつきましては、乳幼児期の歯科検診、節目年齢による歯周疾患健診など行っており、また、「ふれあいまつり」においては、本庄市児玉郡歯科医師会の協力のもとに歯科健康コーナーを設けるなど、広報及び町ホームページ等においても積極的な啓発活動に努めておるところでございます。

また、本庄市児玉郡歯科医師会及び上里町老人クラブ連合会との連携により、「8020運動よい歯のコンクール表彰」などを行い、高齢者の方の積極的な歯科口腔ケアの大切さを周知・啓発をしておるところでございます。

歯科口腔保健の推進に関する法律は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するための法律であり、条例の制定等については、努力義務となっておるところでございます。このようなことから、当町における歯科口腔保健の大切さ、重要性は十分認識しておりますが、基本的事項を勘案して、条例の制定を今後検討していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、3番の上里ゴルフ場の今後についてという質問でございます。

民有地の買収計画はどうなっているのかと 今後の将来的には町直営とする考えはあるのかという御質問でございますけれども、関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

上里ゴルフ場は、平成元年から平成21年3月まで埼玉県が地権者と借地契約を締結し、ゴルフ場を運営してきましたが、御承知のとおり、平成21年4月1日に埼玉県から町が施設の無償譲渡を受け、同時に町から第三セクターである株式会社さいたまリバーフロンティアに10年間の管理許可を行い、株式会社さいたまリバーフロンティアが管理をしておるところでございます。株式会社さいたまリバーフロンティアから町に対しまして、支払われる管理許可使用料と町が支払う借料等の差額を毎年、公共用地及び施設取得基金に積み立て、平成24年度までの4年間の積立金額総合計は、約1億3,000万円となっております。なお、上里ゴルフ場の全体面積は58.3ヘクタールでございました。そのうち、民有地が平成21年当時48.2ヘクタールでございましたが、平成22年度に2,542平米の土地を買収し、現在47.9ヘクタールとなっております。

民有地の買収計画でございますが、平成21年の借地契約に先立ち、町から地権者に対して土地買収の説明をしております。その内容は、借地期間中に土地取得を考えており、借地を始めてから5年後に土地を取得させていただき、買収できなかった残りの土地については、借地期間満了までに買収していきたいというものでございます。これは平成26年度から土地の買収を始め、平成30年度までには土地を取得するということであります。町といたしましては、予定どおり来年度から買収を開始していきたい、このように考えております。10年間の借地期間中ではありますが、地権者の御理解を得ながら、買収を行っていきたい、このように考えております。

次に、運営主体につきましてですが、10年間の管理許可後につきまして株式会社さいたまリバーフロンティアに管理をしてもらいたいと考えております。この件につきましては、今後、株式会社さいたまリバーフロンティアと協議をしていくことになると考えております。町が直営とすることは、今のところ考えておりません。ゴルフ場の運営は、ノウハウのある民間活力を利用すべきであり、実績のある株式会社さいたまリバーフロンティアに運営をしてもらいたいと考えております。しかし、今後のゴルフ人口の動向や経営収支の状況などから、指定管理

者などについても十分調査研究をしていく必要があると考えております。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 納谷議員の私に対する質問、小・中学校におけるフッ化物洗口の実施について答弁させていただきます。

教育委員会では、先進地である神川町及び本庄市の取り組みの経緯や実施状況等を調査した結果、例えば、フッ化物の健康に対する影響はどうかについては、過剰摂取にならない限り健康を害することはないこと、教育現場や保護者の理解・協力が得られるかについては、フッ化物洗口の実情等について十分な説明を行うことで可能となることなどを確認することができました。

そこで、取り組みに当たり、もっとも重要な項目である関係者の理解・協力を得て、安心・安全に実施することのために、まず、学校の管理職・養護教諭・保健主事・PTA・学校薬剤師を対象としたフッ化物洗口の説明会等を開催すると同時に、保護者及び児童生徒に対しても説明会等を開催し、これによりフッ化物に対する学校現場や保護者等が抱える不安や疑問をアンケート等により明らかにし、1つずつ解消しながら保護者等と一体となって取り組むための準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

準備を進める中において、各々の立場で生じる課題等につきましては、教育委員会と学校及び保護者相互で協議し、併せて学校現場における適切な指導が行えるよう歯科医師等と十分な連携を図るとともに指導助言を受けながら、実施に向けた取り組みを進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） では、幾つか確認したいことがあるので、再質問させていただきたいと思えます。

まず、上里サービスエリア周辺地区整備事業における企業誘致の今後の予定等、続く周辺地区以外の企業誘致について、併せてになってしまうかと思うんですけれども、企業誘致を進めるために、町では企業誘致条例を制定いたしまして、またそれに基づいて施行規則、それから上里町企業誘致推進本部設置要綱もつくられているのかなと思えます。

先ほどの答弁の中に、下り線1区画については公募手続を行っていくと。そして製造業に広く製造業ということで募集をしていくということでありました。また、次のサービスエリア周

辺地区整備以外についても既存の工業団地の空き区画であるだとか、また第4次の総振に書かれている大御堂地区、神保原地区についても今後検討していくということでございましたが、企業誘致に関しましては、企業誘致推進本部設置要綱の中で、本部の所掌事務ということで企業誘致方針の決定に関する事、また企業誘致に関する調査及び情報収集に関する事、企業誘致の推進に関する事、全3項に掲げるもののほか、企業誘致に関する事ということでこの本部について書かれているわけですが、この下り線の区画のことや、またその他の企業誘致についてこの企業誘致推進本部がどのぐらいのペースと申しますか、何回ぐらい開催されて、またどのぐらいのペースで開催されて、こういった基本事項を決定していったのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 大体年1回で、1回ペースでこの企業の誘致のことについて本部として取り扱っておるわけでございます。

今回のことにつきましては、開発公社のほうでやっておるわけでございますから、主管課ともちろん副町長含めて執行者で相談をしながらやっておるのが実情でございます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番納谷です。

推進本部せつかくあるものですから、できましたら全体について、もう少しあってもいいのかな、年に2回ぐらいあってもいいのかなという気もするんですけども、そこで基本方針を示していただくと。この本部は、本部長は町長、副本部長が副町長、委員ということで総務課長、総合政策課長、まち整備環境課長、産業振興課長となっておりますので、ここで大筋を道筋を定めて、それを町長、何度もおっしゃっているとおりに全町を挙げて企業誘致に取り組むということですから、ぜひ活発に本部も開いていただいて、またその決定事項と申しますか、協議事項を課長会全体に、そして担当課、主管課ですね、まち整備環境課また産業振興課職員までしっかりと上層部の意思が伝わるような会議体にしていただきたいと思いますが、町長の意気込みをお伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） そういう情報は職員に流しておるわけでございます。ただ、企業誘致の問題は非常に難しいものがございまして、企業秘密ということも非常に多くうたわれておるわけございまして、我々が今日まで取り扱った中でも私たちがここを見に来させていただきますけ

れども、その情報は話をしないでください、そういうことも言われておるわけでございまして、やたらなかなか情報公開できるということが非常に難しい、そういう部分もあるわけでございます。できれば議員の皆さんにもそういうお話を全部話して、いろいろアドバイスいただければいいわけでございますけれども、そういった企業機密ということもございますので、そういうことがなかなか申し上げられない、そういう部分があるわけで、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思いますけれども、皆様方のほうからいろいろの情報をございましたら、町のほうへ上げていただければ、それは真剣に考えていかなければいけない。そして企業訪問もさせていただくと、そういうふうにも思っておるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたい。これからも全町挙げて企業誘致には邁進をしてみたいと、このように思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） もちろん、情報に関しましては企業の経営戦略上、当然これは話せないこともありますし、それを決定へのプロセスを不透明ではいけないと思いますけれども、全てをオープンにしろという意味ではなく、やはり町長はじめ、執行部、担当課が考えていること、情報を、例えば集めるだということに関しましては、広く全町挙げてということで伝えていただければなという意味での質問の趣旨でございましたので、御理解いただきたいと思えます。

続きまして、質問になりますけれども、虫歯予防についてということで御質問させていただきました。

フッ化物洗口に関しましては、約1年9カ月の間、しっかり調査をしていただいたようで、本当にこれに関してありがたいなと思っております。今回、実は教育長が代わられたので、また担当の職員さんも入れ代ったということで、どのぐらい引き継ぎができていのかと、大変失礼な話、観点から質問してしまったんですけれども、しっかり調査をして進んでいるようでございます。やはり多くの関係者、学校関係者、それから保護者、児童生徒も含めてですけれども、時間をかけて理解を得ていくのが大事だと思います。安全性とかに関しても本当に本庄市のホームページにあるQ&Aなんかかなりよくできていると思います。そういったことも教育委員会では研究をされていると思いますけれども、実際にこの本庄市のマニュアルにはいいことしか書いていない、といういいことしかないのであれば、それでももちろんいいと思うんですけれども、前回の質問させていただいたときには、訴訟も起きているというようなことを当時の教育長が答弁をされていますが、その辺についての検討というのはされたのでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 実は、昨年度教育委員会の委員さん方の研修の中で、埼玉医科大学の歯科の先生の講演等もお聞かせいただきました。その中で非常に問題になっていたのが、いわゆるフッ化物の副作用的なことが、いろいろ団体から指摘をされているというのが以前はありました。しかしながら、医学的に見てその辺のところは問題ございませんよと。ただし、扱い方によっては害は出ますと。全く無害ではないと。ですから、その辺のところの管理あるいは指導、使用方法ですか、あるいは子どもたちへの指導ですか、その辺のところをきちんと体制をとってやる必要はありますよというお話を聞きました。

神川町の状況もその中でも聞かせていただきました。そういうことから今回、体制をきちんと整えて踏み切ることによって、安心・安全な形でできるのではないかとということで今回の答弁とさせていただいたわけでございます。

まだまだ壁はたくさんございます。それをいかにして乗り越えるかが私たちの今後の仕事ではないかなというふうに思っておりますので、いろいろなところで側面支援をしていただければ大変ありがたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） まだまだ壁が幾つかあるということでもございました。また、私も慎重にと言っておきながら、こういったことを聞くのはいかがなものかなという思いもあるんですけれども、実際に本事業を実施するとするならばと言いますか、どの時期を目途に教育委員会では考えられているのか、御答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 様々な課題というふうに、ほかした言い方をしてしましまして申し訳ございません。

1つは、やはり子どもたちがきちんとブクブクうがいができるかどうか、その体験を見届けなくちゃいけないかなというふうに、まず1つ考えております。それから、実質的な指導は担任教諭が学級ごとにやらなくてはならないということで、やはり教師の理解、指導がきちんとできるという体制を整えなくちゃならない。それから、何よりも保護者ですね。保護者がこれを理解していただきまして、これを強制的にするわけにはいきませんで、希望をどのようにとれるかということで、その説明ですね、先ほどQ & Aという話もございましたけれども、そ

のような体制を整える必要があるかなということ等を考えて、今いるわけなんですけれども、まだアバウトな状況ですけれども、準備が整い次第と言わざるを得ないんですけれども、これもやはり相手があるものですから、こちらでこのとおりにやりますよというわけにはなかなかいかない。いろいろな意見を聞かなくてはならないと。ただ、方針的には平成26年度中に取り組めればよいという程度のところまでだということをお理解いただければと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ありがとうございます。ぜひ平成26年度中に取り組めるように引き続き御努力いただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、ゴルフ場の関係で若干質問させていただきたいと思っております。

当初、予定どおり来年度から用地の買収を行っていくと、残りの5年間で全て買収を行っていければということでありましたが、私、聞き漏らしていたら誠に申し訳ないんですが、約4年半前の県から譲渡を受けたときに、地権者の方々にはいろいろお話をされたと思います。そのときに、実際にゴルフ場に貸せないという方もいらっしまったのかなと。議事録を読み返してみますと、どうしてもその土地を返していただいて農業をやりたいんだという強い意志の方が1名おられたということでありましたけれども、そういった方々を含めて、また、貸すならいいけど売れないよという方だとか、そういった調査というのは当時されたのか。要するに、ちょっと言い方がおかしくなってしまうけれども、買収に応じる用意がある方を当時把握したのか、また来年度から順次買収を進めていくとなりますと、もちろん既にその辺の準備はしておかなければいけない時期かなと思うんですけれども、現在されているのか、されているとすればどのぐらいが予定どおり5年半後に買収見込みがあるのか等わかる範囲で結構ですけれどもお答えいただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 当初も強くそう言って、今、納谷議員がおっしゃったように反対をしていたという方があったわけでございます。しかし、地権者が170名もおるんですね。地権者の思いを考えると、たった1人のことが反対だからといって、それをじゃその人だけ返すかということは当然できないわけございまして、地権者の大半の方にその方の家へ行っていただきました。それでいろいろな条件の中でそういうことに最終的には落ちついたわけございまして、ただ、上里町はこの10年間借地料の契約をしておるわけございまして、たとえば半分、今、半分きたわけですね。ですから来年度から買収をしたいということでござ

いますけれども、非常に買収ということは大変であるかな。もし買収契約ができるとすれば、地代を全部もらってから新しく更新するときにならないとこれは難しいかな。ただ、本当に目安としてどのぐらい買収できるかということは我々も目算にないわけですが、今日までに是非買ってほしいと申し出があった2,200平米につきましては、今日までに契約をして買収は済んでおるわけですが、当然、買うに当たっては土地の鑑定評価というものも必要になってくると思います。ですから、今日の話にも出ておりましたけれども、都心の地価は上がっておるようですけれども、この辺の地価は下がっているとそんなお話も出ておりましたけれども、これ年々下がっていくと早く売ったほうがいいのかなとそういう方の中にはあるのかなというふうには思いますけれども、地権者の皆さんとその辺のところは、町はこういう計画でやっていますけれども、是非そういうことで買収をさせてくださいということをお願いはしてみようというふうには思っておりますけれども、非常に難しい、その中には難しさがあるのかなとそうふうには思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 先ほど買収に当たっては土地の鑑定もしていかなければいけないということですが、もちろん場所によって値段が変わってくるわけでありまして、堤内地と堤外地でももちろん金額が違うわけですが、おおよそ概算はつかんでいるかと思うんですね。仮に全部予定どおり買収できたとして、基金でどのぐらい充当できる、もし予定だとかがわかれば、わかる範囲で結構なんですけれども、そのほかに仮に10年以内、要するにあと5年ちょっとですね、できたとなって基金で総額が間に合えば、これは非常にいいことであります。けれども、困難な状況の一つとして同意以外に、もし予算、財政上の問題があるとすればやはり早めにわかっていたほうがいいかなと思いますので、その辺わかれば結構ですけれども、御答弁いただきたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、先ほど申し上げましたけれども、基金の積み立ててある額は1億3,000万円です。これは10年もこの契約でやっていきますと、3億幾らになります。3億では今の標準単価からすると、この前買収した単価からすると足りないというふうには思っております。ただ、我々といたしましては、もう30年も使用料を払っておるわけですが、ただでもいいんではないかなと、そういうふうには思っておりますけれども、そうもいかない。それは全くそういうことはできないわけですが、できれば、鑑定評価にもよりますけれども、基

金の範囲内でやればというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ありがとうございます。足りないということはわかりましたので、今後、また何らかの財政的なことも考えていかなければならないのかなということで改めて町の財政運営もしっかりしていけないと厳しいなということを実感したところでございます。

本当に最後の最後になりますけれども、10年経過した後もできれば株式会社さいたまリバーフロンティアをお願いしたいということでございますが、さいたまリバーフロンティアの役員としては町からどなたか出られているのでしょうか。たしか、以前のいただいた資料の中では当時の副町長が監査役でしたかね、出られていると思います。もしそのような形で、取締役、監査役かわかりませんが、役員ということで出ていけば、何らかの影響力、何らかということはないですね、お願いするに当たって影響力があるのかなと思いますけれども、その辺をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町からは副町長が監査役ということで出ております。一役員でございますので、その辺のところも強く主張させていただきたいというふうに思っております。

御存じかと思っておりますけれども、このフロンティア、上里のゴルフ場も大変このところ多くの皆さんに利用をさせていただいておるわけございまして、今年度におかれましては、もう上半期でございますけれども、1,000人ぐらい、前年に比べて増えております。前の年も全体で2,000人も増えておるようございまして、非常に赤字幅が削減をされてきた、そういう事実があるわけでございますから、経営方法によっては、ある程度これも黒字になっていく、そういう可能性もあるのではないかなというふうに思っております。もちろん、地代がなければ全く黒字に経営はできるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように指定管理者もしっかりと勉強しながら考えていく必要があるであろうと、そんなふうにも思っております。でございますけれども、今のところフロンティアにそれほどの赤字はないんだから、是非一緒にやってくださいということで強く要望をしていきたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告があった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。  
御苦労さまでした。

午前11時40分散会